

個人用火災総合保険 2015年10月～2024年10月改定に関するご案内

平素より、共栄火災をお引き立て賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、共栄火災では、2015年10月以降、個人用火災総合保険について、複数回にわたって保険料改定および商品改定を実施しております。2024年10月以降満期を迎えるご契約者様には、これらの改定により保険料や補償内容の一部が変更となる可能性もございます。過去の主な改定についてご案内いたしますので、ご継続のお手続きの際には、今一度ご契約内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

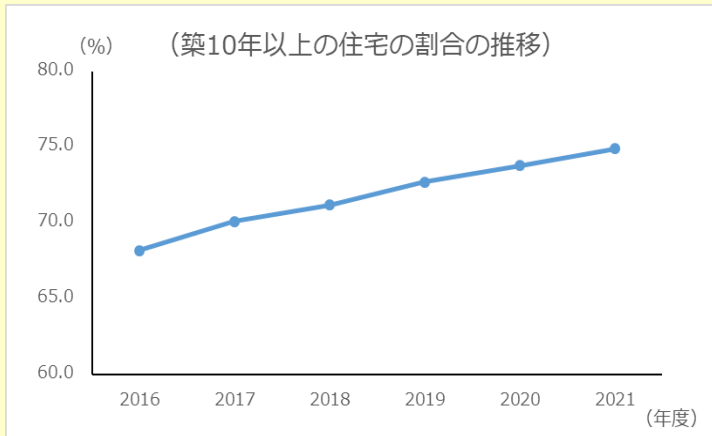
改定の背景

- 近年、一定規模の被害を及ぼす自然災害が毎年発生している状況にあります。加えて、住宅の老朽化の進展や修理費の高騰なども背景に火災保険金の支払が増加傾向にあります。
- また、気候変動（地球温暖化）の影響による甚大な被害を及ぼす強い台風の増加や台風の接近頻度の変化等、自然災害におけるリスク環境は近年大きく変化しています。
- 共栄火災ではこのような状況を踏まえ、2024年10月以降保険始期のご契約から個人用火災総合保険の保険料を改定いたします。
- 改定後の保険料は、都道府県・市区町村、建物の構造、建物の築年数等によって引上げ・引下げとなる場合があります。

最近の主な自然災害

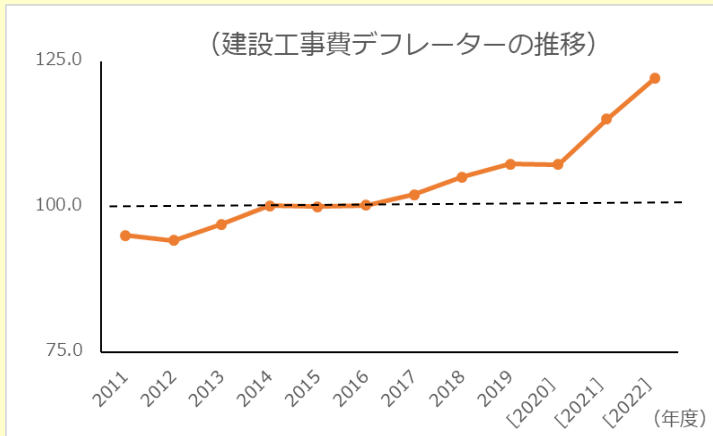
2021年	令和3年1月の寒波、大雪 令和3年7月の大雨 令和3年8月の大雨
2022年	令和4年台風14号 令和4年台風15号 令和4年6月の雹(ひょう)災

【参考1】住宅の老朽化の進展



・当該年度末において有効な保有契約件数を集計

【参考2】修理費の高騰（国土交通省 建設工事費デフレーター）



・上記グラフは2023/5/1付「住宅総合」の数値
・2015年度を基準 (=100) とした推移。2020～2022年度は暫定値。

水災料率の細分化（建物）

2024年
10月

- 洪水や土砂崩れなどの水災による損害の増加に対応し、水災リスクに関する保険料負担の公平化を図ることを目的として、住宅物件の火災保険参考純率において、全国一律であった水災料率が細分化されました。
- 個人用火災総合保険の現在の建物の水災料率は全国一律となっていますが、改定後は、市区町村単位に建物の水災料率を設定し、水災の危険度に応じた5区分（水災等地1等地～5等地）の料率に細分化します。（1等地の料率が最も低く、5等地の料率が最も高くなります。）
- なお、家財については、水災料率の細分化は行いません。

改定前の水災料率	改定後の水災
全国一律	市区町村単位で 1等地～5等地の5区分

建物建築年別料率の改定

2019年
10月

2021年
1月

2021年
4月

2022年
10月

2024年
10月

- 建物の築年数の経過に伴い保険金のお支払いが増加する傾向があることから、建物の料率を築年数ごとに区分した建物建築年別料率を2019年10月から導入しています。
- 建物の築年数の経過とともに損害率が悪化する傾向が続いていることから、よりリスク実態に見合った保険料体系とするため、築年数1年ごとに保険料を設定する体系に改めます。
- 改定後の建物建築年別料率は「新築」の保険料が最も安く、「築30年以上・建築年月不明※」の保険料が最も高くなります。ご契約の継続時に建物の築年数が1年以上経過している場合、保険料が引上げとなります。

※建築年月が不明である場合には最も高い保険料が適用されることから、建物のご契約については正確な建築年月のご確認・ご申告をお願いいたします。

保険始期	築年数												
2019年1月～	築10年未満・新築中						10年以上20年未満			20年以上・建築年月不明			
2022年10月～	5年未満・新築中			5年以上10年未満			10年以上20年未満			20年以上・建築年月不明			
2024年10月～	新築 新築中	...	4年	5年	...	9年	10年	...	19年	20年	...	29年	30年以上 建築年月不明

不測かつ突発的な事故の最低自己負担額の見直し

2024年
10月

- 不測かつ突発的な事故（破損など）による少額損害が増加しており、今後も安定的に補償を提供するためには、不測かつ突発的な事故の少額損害を自己負担とし、必要な補償内容とそれに応じた保険料に改めることが必要な状況となっています。
- このような状況に対応するとともに、今回の保険料改定による保険料の引上げ幅を緩和するため、自己負担額設定を見直します。
- 改定後は、自己負担額なし（0円）・1万円を選択した場合でも、不測かつ突発的な事故の自己負担額は3万円となります。

現行の自己負担額	改定後の自己負担額
なし（0円）※・1万円・3万円・5万円・10万円 ※不測かつ突発的な事故は1万円	なし（0円）※・1万円※・3万円・5万円・10万円 ※不測かつ突発的な事故は3万円

その他の主な改定（2015年10月以降）

2015年10月以降、主に次のような改定を実施しています。詳細につきましては、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

保険料に関する改定

改定項目	概要	改定時期
建物・家財セット割引の新設・改定	建物と家財をセットでご契約いただいた場合、家財の主契約部分の保険料に10%割引が適用されるようになりました。	2017年1月 2021年1月
長期係数の改定	長期契約の保険料水準を見直しました。	2021年1月
家財の料率区分の変更	家財の料率は、耐火（M構造およびT構造）・非耐火（H構造）別かつ全国一律区分としました。	2021年1月
建物評価額係数の新設	建物評価額係数の新設に伴い、評価基準・支払基準が「新価・実損払」のT構造（耐火）・H構造（非耐火）の建物には協定再調達価額に応じた料率が適用されるようになりました。（協定再調達価額が高くなるほど保険料は割安となります。）	2022年10月
M構造建物料率の3区分化	M構造建物（マンション等）の料率を建物の補償範囲に応じて、区分所有建物（分譲マンション等）の専有部分（主に居室内）・共用部分（玄関ホール、窓、ベランダ等）・1棟全体の3区分としました。	2022年10月
建物電氣的・機械的的事故特約の改定	建物電氣的・機械的的事故特約の料率区分を、「築5年以内・新築中」「築5年超10年以内」「築10年超・建築年月不明」の3区分に改めるとともに料率を見直しました。	2023年2月

商品の改定

改定項目	概要	改定時期
長期契約の保険期間上限の見直し	保険期間を最長36年までから最長10年までに短縮する見直しを行いました。	2015年10月
	保険期間を最長10年までから最長5年までに短縮する見直しを行いました。	2022年10月
庭木修復費用特約の新設	保険の対象である建物と同一敷地内の庭木が火災等の事故で建物とともに損害を受け、枯死した場合の修復費用を補償する特約を新設しました。	2015年10月
ドアロック交換費用特約の新設	日本国内で建物のドアの鍵が盗まれた場合に、ドアの錠の交換費用を補償する特約を新設しました。	
建物電氣的・機械的的事故特約の新設	不測かつ突発的な外来の事故に起因しない電氣的事故・機械的的事故によって建物付属設備に生じた損害を補償する特約を新設しました。	2019年10月
仮修理費用・損害範囲確定費用特約の新設	主契約または建物電氣的・機械的的事故特約の損害保険金が支払われる場合に発生する仮修理費用・損害範囲確定費用を補償する特約を新設しました。	
特定設備水災補償特約（浸水条件なし）の新設	水災によって、空調設備、冷暖房設備、充電・発電・蓄電設備、給湯設備等に生じた損害について、損害の程度や浸水状況から主契約の損害保険金をお支払いできない場合に補償する特約を新設しました。	2021年1月
個人賠償責任特約の改定	日本国内で生じた賠償事故に限り、所定の条件を満たした場合に共栄火災がお客さまの代わりに被害者の方と示談交渉を行うサービスを導入しました。	2015年10月
	日本国内で被保険者が線路へ立ち入ったなどで電車等が運行不能となり、遅延・連休損害に対する賠償責任が生じた場合において、電車等の損壊や第三者のケガが生じていないときでも、それによって被保険者が被る損害を新たに補償対象としました。	2021年1月
	高額賠償への備えとして、保険金額2億円が設定可能になりました。	
借家人賠償責任・修理費用特約の改定	借用住宅の賠償損害や修理費用について、火災等の従来からの賠償事故に加え、不測かつ突発的な事故まで補償を拡大しました。	2021年1月
施設賠償責任特約の改定	従来補償対象外としていた昇降機の所有・使用・管理に起因する偶然な事故による賠償損害を新たに補償対象としました。	
敷地内の宅配物等の補償対象への追加	宅配物等の非対面受取り（置き配）の利用が増加していることを受け、敷地内に所在する置き配の宅配物等を新たに補償対象（家財）としました。	2022年10月

改定項目	概要	改定時期
建物の復旧に関する特約の新設	損害保険金を支払う事故によって保険の対象となる建物に損害が生じた場合、その建物を復旧したときに限り、保険金をお支払いする特約を新設しました。	2024年10月
住宅修理トラブル弁護士費用特約の新設	業者とのトラブル対策の一環として、住宅修理のトラブルに関する紛争解決のための弁護士費用・法律相談費用を補償する特約を新設しました。	
「時価（比例払）」および「特定の対象物」の新規販売停止	「時価（比例払）」および「特定の対象物」について、新規のご契約を販売停止しました。	

お知らせ

- このご案内は「個人用火災総合保険」の主な商品改定の概要をご説明したものです。個人用火災総合保険の詳しい補償内容は、「すまいの保険パンフレット（PB011300）」等をご覧ください。
- ご契約の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

共栄火災海上保険株式会社

本社／〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

ホームページ <https://www.kyoeikasai.co.jp/>

お問い合わせ先

FE001030 (24.05)